

岩出市清掃ボランティア袋使用上の注意

1. 対象となるボランティア清掃の範囲

- 公道上のごみや落ち葉拾い
- 自治会またはグループの分譲地内にある公園・集会所及びその周辺のごみや落ち葉拾い、雑草抜き等
- 河川敷のごみ拾い

※公道上であっても、個人の自宅前のみの清掃は対象外です。

※市管理地において管理者が常時管理している敷地は対象外です。常時管理が実施されている市管理地のボランティア清掃活動は、当該施設の管理者にご相談ください。

2. 排出方法：申請時に申告してください

- クリーンセンターへ直接搬入
クリーンセンターの搬入受付時間内に持ち込んでください
- 自治会内のごみ集積所へ排出
可燃ごみの収集日・不燃ごみの収集日に分けて排出してください
- 任意の申告場所へ排出
申請時に申し出てください
場所の聞き取りを行いますが、収集の関係上お断りする場合があります
- 直接搬入以外の排出方法では、可燃ごみの収集日・不燃ごみの収集日に分けて排出してください

3. 申請時・排出時の注意

- 申請は清掃実施日より前に行ってください
- 実施期間の最長は3カ月間です
- 実施期間の最終日は、申請年度の末日(3月31日)です
- 申請内容や実施期間以外で、ボランティア袋を使用しないでください
- 団地内清掃では、清掃実施日より前に各家庭に配らないでください(用途不明のボランティア袋が出ないようにしてください)
- ボランティア袋は可燃ごみと不燃ごみに分別してください
- 汚れたプラスチックとペットボトルは可燃ごみ、缶とビン是不燃ごみに分別してください
- 分別がされていないと、回収できない場合があります

4. ボランティア袋が使用できる場合・できない場合

使用できる場合	使用できない場合
・団地内の公園の清掃 ・団地内または外の公道上の清掃 ・自治会が使用する集会所周辺の清掃	・管理者が常に管理している土地の清掃 管理者に相談してください ・個人の自宅前のみの公道の清掃 ・私有地や集合住宅敷地内のごみ

5. ボランティア袋が回収できるごみ・できないごみ

ごみの分類は、ごみの分別冊子「ごみの分け方・出し方」を参考にしてください

回収できるごみ	回収できないごみ
・可燃ごみ 落ち葉、枝、汚れたプラスチック、汚れたペットボトル、たばこの吸い殻 等 ・不燃ごみ カン、ビン 等 ※可燃ごみ、不燃ごみは、必ず袋を分けてください	・家庭ごみ ・事業系ごみ ・粗大ごみ ・クリーンセンターで処分できないごみ 土、タイヤ、コンクリート、農薬、中身の入ったカン 等 ・地域のイベントで出たごみ ・ごみステーションの違反ごみ（カラス等の被害含む）

- 清掃後は、使用枚数の報告を生活環境課あてにお願いします（電話・FAX 可）
- 清掃後、1枚でもボランティア袋が残った場合は、生活環境課まで返却してください
- 申請内容と比較して、使用状況やボランティア袋の使用枚数が大幅に乖離している場合には、次回から申請をお断りする場合があります